



平成23年12月26日

K-MIXを活用した「かがわ医療福祉総合特区」が採択されました！

政府が成長戦略の柱の一つと位置付ける「総合特別区域制度」に、香川県が申請した「かがわ医療福祉総合特区」が採択されました。これは、本学が開発し全国で初めての全県的運用を行う「かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）」を活用することにより、県内全域の医療水準の向上と地域活性化を目指す事業です。この取り組みをさらに発展させて、香川県内はもとより全国で生じている医療較差などの問題解決に寄与することが期待されます。

香川県では、平成15年度より全国で初めての全県的な医療ネットワークである「かがわ遠隔医療ネットワーク（通称：K-MIX）」を運用しています。これは、交通弱者である高齢者や離島・へき地の医療・福祉需要、あるいは医師（専門医）の偏在等のいわゆる「医療較差」に対応することを目的として香川大学が開発したもので、香川県医師会、医療機関、大学、行政、産業界などが協力・連携して運用するとともに、医療情報の電子化及び共用化による効率化と、それに伴う医療サービスの高度化に向けて、様々な取り組みを行っています。現在では、医療情報のみならず薬学情報や健康情報までその対象を拡大しており、将来的には生涯の健康情報を管理する「PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）」の構築を目指しています。しかし、これらの取り組みを進めていく上では数々の障壁（規制）が立ちはだかっています。例えば、医師法による「遠隔診療の対象疾患の制限」、保健医療機関及び保健医療費担当規則による「処方箋の発行制限」、薬事法による「遠隔で行う調剤医薬品情報の提供制限」等々です。

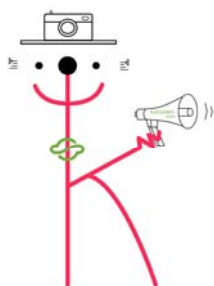
そこで政府が新成長戦略の柱の一つとして位置づけ推進する「※総合特区制度」を活用することにより、こうした規制への特例措置とともに基盤整備等の財政面での支援が得られ、この取り組みをさらに前進させることができます。これにより、医療問題のみならずIT産業あるいは雇用の創出も期待され、地域の抱える様々な問題に寄与できるものと確信しています。

具体的に本計画では、K-MIX事業を柱として、「地域連携クリティカルパス整備事業」、「ドクターコム事業」、「遠隔医療ネットワークコンサルティング事業」、「EHRネットワーク構築事業」、「電子処方箋システム構築事業」、「薬の副作用情報分析システム」及び「広域災害・救急・周産期医療システム構築」の各事業を展開して参ります。

この取り組みをさらに発展させて、香川県内はもとより全国で生じている医療較差などの問題解決に寄与することが期待されます。

※総合特区制度

「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施するもので、総合特別区域法により「国際戦略総合特別区域」と「地域活性化総合特別区域」2つの区域が設けられています。



お問い合わせ先

- 香川大学瀬戸内圏研究センター 特任教授 原 量 宏
- TEL：087-832-1671
- ※上記不在の場合 香川大学 学術室 研究協力グループ 井上（事務）
- TEL：087-832-1316
- メール：tikyosenm@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

かがわ遠隔医療ネットワーク (K-MIX) を生かした安心の街づくり計画

計画の背景

- 全国初の全県的医療ネットワーク「かがわ遠隔医療ネットワーク (K-MIX)」を活用して、遠隔診断や地域連携クリティカルパスの運用を行うとともに、事業実施地域も県内だけでなく、岡山県や沖縄県などの県外医療機関にも拡大中。
- 香川大学を中心として、産業界や自治体が共同して生涯健康カルテ (EHR) ネットワーク事業の実証実験中
- 香川県下の三大学が連携して、大学病院と調剤薬局を結ぶ電子処方せんシステムを構築中。
- 妊産婦たらいまわし事案を教訓として、従来の災害・救急システムと周産期システムの統合や、基準に基づく救急患者の搬送・受入の実施と検証が求められている。

取り組み

遠隔医療

- ・ K-MIX事業
- ・ 地域連携クリティカルパス整備事業
- ・ ドクターコム事業
- ・ 遠隔医療ネットワーク
コンサルティング事業

健康

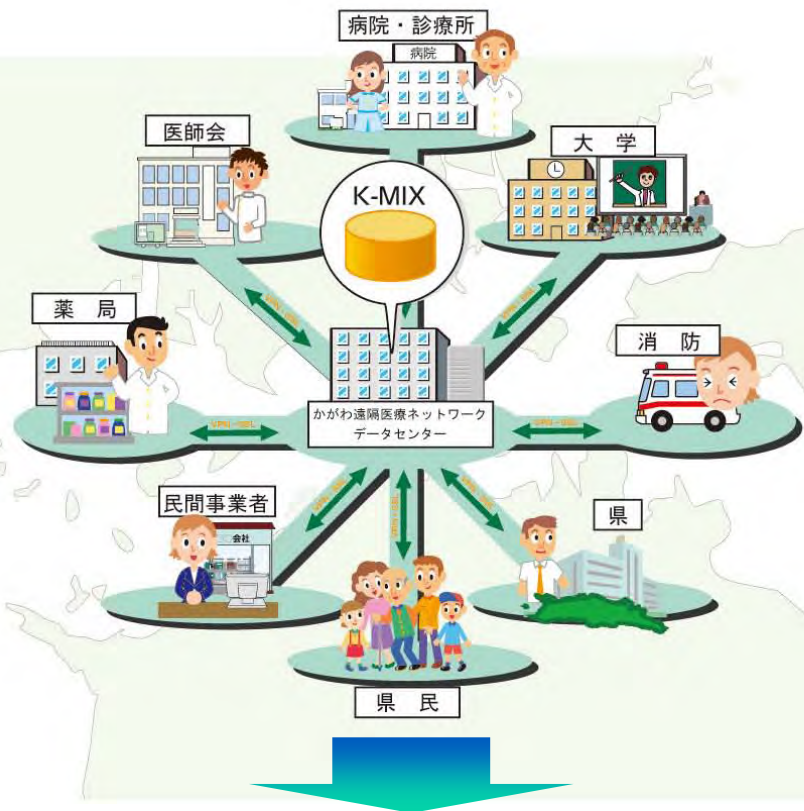
- ・ EHRネットワーク構築事業

くすり

- ・ 電子処方せんシステム
- ・ 薬の副作用情報分析システム

救急医療

- ・ 広域災害、救急、周産期医療システム



特例措置・支援措置

規制の特例

- ・ 遠隔診療の対象疾患の拡大 (医師法第20条)
- ・ 処方せんを電子情報として発行 (保険医療機関及び保健医療養担当規則第2条の5)
- ・ 遠隔で行う調剤医薬品の情報提供 (薬事法第9条の2)
- ・ 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施 (救急救命士法第44条、同施行規則第条)21

財政支援

- ・ 電子カルテ接続のための改修費用
- ・ 地域連携クリティカルパス、電子処方せんシステムの利用に対する、診療報酬、調剤報酬、介護報酬の加算
- ・ 電子処方せんシステム開発、教育
- ・ ICカードの発行
- ・ クラウドコンピューティング構築支援事業
- ・ ハードウェアレンタル事業
- ・ 広域災害、救急、周産期医療システムの構築

金融支援

- ・ 無利子融資
- ・ クラウドコンピューティング構築支援事業
- ・ ハードウェアレンタル事業

県・大学・医師会・薬剤師会・民間事業者が共同してつくる、
遠隔医療ネットワークを生かした、安心して生活できる医療環境の構築